

2019年 8月12日パリ

日本：実親による子の誘拐被害者たちが国連の最高人権機関に不服申し立てにより日本を非難

ジムレー&フィネル法律事務所の人権弁護士ジェシカ・フィネルは、国連人権理事会に苦情を申し立て、子どもの権利の重大な侵害が繰り返されていると日本を非難しました。

毎年 150,000 人の子供が犠牲に

毎年、推定 150,000 人の子供（情報提供：NGO 絆・チャイルド・ペアレント・リユニオン）が、離婚の後、一方の親により不法に誘拐されています。「子供を連れ去られた」親たちの、日本の当局を通じたあらゆる努力にもかかわらず、これらの子供たちは、長年、時には成人に達するまで、子供を連れ去られた親へ会う機会を奪われています。日本は、国家機関の作為および不作為を通じて、子どもの権利の重大な侵害を犯しています。

日本の国家機関による子どもの権利の侵害の結果は語りきれません。「最善の利益」が無視されている子どもたちは、東京国際大学人間社会学部小田切紀子教授（臨床心理学）が強調するように、学校中退、性的暴行、自傷行為などの長期的な行動問題を引き起こす可能性のある壊滅的なトラウマにさらされています。彼女はまた、過去数年間に日本で自殺した子どもの数が増加していること非難しています。

日本の当局の役割

日本の当局は、最も基本的な子どもの権利の原則である「子どもの最善の利益」を尊重せず、子供の権利の侵害を繰り返しています。また日本の警察は、子供を連れ去られた親による誘拐の刑事告訴を記録することを拒否しています。さらに、もし、子供を連れ去られた親が彼らの子供を見つけようとすると、検察当局とともに、子供を連れ去られた親をしばしば威圧します。その後、家庭裁判所は、「子供の安定を乱さないように」など見せかけの理由で、子供の親権を、子供を誘拐した親に与えます。そして、子供を誘拐した親たちは、何ら処罰がないため、子供を連れ去られた親が得たわずかな頻度の面会権を頻繁に無視します。

子どもを誘拐した親による犯罪行為は無視されるどころか、日本の当局によってさらに頻繁に促進または奨励されています。子どもの最善の利益にもかかわらず、子供を誘拐した

親を支持することにより、「定期的に両親と個人的関係および直接の接触を保つ権利」（日本が批准する子どもの権利条約第9条）を含み、子どもを保護することを目的とする国際法のいくつかの規定に違反しています。

フランスから日本への二重国籍の子供たちの誘拐のいくつかの事例にもかかわらず、米国 NGO BacHome によると、パリ日本文化会館において 2018 年 5 月に、日本に住むことへの同意を得ずに連れ去った子どもをどのようにフランスに戻るのを防ぐかを聴衆に指南するセミナーが開催されました。より簡単に言えば、主催者は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約に違反して、どのように日本に誘拐し逃れる方法を提示しました。ジュシカ・フィネルは、「日本の外交および文化的ネットワークが国際法の回避を組織するために使用されたことが真実であるならば、それは重大な問題である。我々は日本大使館に説明を求めます。」と主張しています。

EU 各国、国際的な懸念を表明

2019 年 6 月 26 日、フランスのエマニュエルマクロン大統領は、東京でフランスの複数の父親と会談し、彼らの状況を「容認できない」と述べ、イタリアの首相ジュゼッペ・コンテも同様の見解を表明しました。両首脳は日本の安倍首相に問題を提起しています。昨年 3 月、26 人の EU 大使が日本の法務大臣に、状況を改善するための法制度を求める共同の書簡を発行しました。

EU 諸国は国際的な懸念を表明しています

ジムレー&フィネル法律事務所は、国連人権理事会に対し、被害者の総体、つまり年間 150,000 人におよぶ実親による子の誘拐の被害者となる子どもたちを考慮するよう要請しています。

代表的な 10 件の事案の詳細が提出されました：

1. マサコ・アケオ、カズヤ・デイビッド・スズキの母、24 歳：2005 年の 3 月以来息子を奪われた
2. ヨウヘイとユナ・ババ、13 歳と 9 歳：2018 年 11 月 17 日以来父親を奪われた
3. ブライアンとアリサ・バルザー、14 歳と 8 歳：2014 年以降、父親へのアクセスが非常に制限されている
4. マサト・ベカッティニーニ、12 歳：2014 年 3 月 8 日以来父親を奪われた

5. クレア・ド・フルナス、7歳：2015年4月11日以来父親を奪われた
6. ツバサとカエデ・フィショ、3歳と1歳：2018年8月10日以来父親を奪われた
7. ネイサン・ランバート、6歳：2016年7月30日以来父親を奪われた
8. マナ・ミワ、2歳：2016年11月27日以来父親を奪われた
9. ホクト・マルチェッロとアイ・ソフィア・オヌマ（ペリーナ）、6歳と4歳：2017年8月以来父親を奪われた
10. コトネ・タナカ、6歳：父親へのアクセスが非常に制限されている。

ジェシカ・フィネルは国連に、日本において可能な対処方法がない子どもの被害者を保護するよう求めました。要求されるアクションは次のとおりです。

○状況を監視し、評議会に報告する独立した有能な専門家の任命（特別報告者）、および○継続的な違反を控えるよう日本に促す決議の採択。

ジェシカ・フィネル

ジェシカ・フィネル、パリの弁護士、ジムレー&フィネル法律事務所のパートナー、国際刑法と人権法専門。近年の実績として、独立した国連専門家から、コンゴのデニス・サッソ・ヌゲソ大統領に対する主要野党指導者ジェネラル・モココの拘禁は恣意的に行われ彼の即時の解放と彼の偏見の賠償を求めると断言する決定を得ました。

ジムレー&フィネル法律事務所

ジムレー&フィネル法律事務所は、複雑な法的課題の専門知識と国際外交を組み合わせ、依頼人に独自のオーダーメイドの法的サービスを提供し、国際人権（企業コンプライアンスを含む）、国境を越えた犯罪、紛争解決を専門としています。

連絡先：ローレンス マーチン/ Laurence Martin（ジムレー&フィネル法律事務所）

携帯電話：+33 (0) 6 47 69 85 99 /電子メール：lm@zimerayfinelle.com